

## 羽黒地域まちづくり未来事業 「市民提案型協働事業企画提案書」の審査会の流れについて

### 1 事前審査 [事務局審査]

- ・事務局が応募内容を聞き取りし、書類審査を実施。

### 2 本審査 [地域振興懇談会]

- ・応募者のプレゼンテーション及びヒアリングにより採点する。

#### ① 審査方法

- ・時間 1 人（団体）10 分
- ・応募者による 3 分程度のプレゼンテーションに各審査員から質問・意見をいただく。
- ・事務局は 9 分目にベルを鳴らし、10 分目で「時間です」と伝える。
- ・審査員はヒアリングと書類審査を基に 4 項目について 5 段階で評価する。
- ・審査表を事務局が回収する。

	項目	基準
1	波及性	広く市民に周知され活動が広がっていき、他の地域、市民又は団体等への意識の醸成や活動につながる可能性があるか。
2	独自性	地域の実情や特性に応じ、創意工夫がなされているか。事業の発想や着眼点、先見性などから見て独創性や創造性が感じられるか。
3	具体性	地域の課題解決や事業活動の目的・視点・内容等が明確で具体的な事業内容であるか。事業の計画性や実施方法等は具体的で実現可能な内容であるか。
4	発展性	これまで継続してきた事業をさらに発展させ、広げ、定着していくことを目指した内容であるか。単発型事業の場合でも、その後の団体の事業展開に有効であることが認められるか。
高く評価できる＝5点		課題があり、あまり評価できない＝2点
大筋で評価できる＝4点		課題が多く、全く評価できない＝1点
課題はあるが、今後期待できる＝3点		

#### ② 採点

- ・各審査員の審査合計値を審査員数で除し、さらに平均値を算出。4 点以上を採択とする。（審査員に地域振興懇談会委員＋羽黒庁舎支所長）

### 3 企画提案内容の打合せ

- ・事業化可能な提案について、庁内の事業担当課と企画提案者と事業期間、内容、団体、予算等の詳細内容を協議する。

### 4 予算要求

- ※事業担当課が予算要求し、予算が確定した場合は令和 7 年度事業を実施する。